

健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 標準報酬月額及び標準賞与額（第四十条—第四十七条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款—第三款（略）</p> <p>第四款 補則（第九十八条）</p> <p>第三節—第六節（略）</p> <p>第五章—附則（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2—5（略）</p> <p>6 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいふ。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 標準報酬（第四十条—第四十七条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款—第三款（略）</p> <p>第四款 資格喪失後の継続給付（第九十八条）</p> <p>第三節—第六節（略）</p> <p>第五章—附則（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2—5（略）</p>

71 10 (略)

(任意継続被保険者の資格喪失)

第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第四号又は第五号に該当するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

一 任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき。

二 五 (略)

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

(標準報酬月額)

第四十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によって定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(略)	(略)	(略)

61 91 (略)

(任意継続被保険者の資格喪失)

第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第五号又は第六号に該当するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

一 任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき(次号に規定する者を除く)。

二 五十五歳に達した後六十歳に達する前に任意継続被保険者となつた者にあつては、六十歳に達したとき、又は六十歳に達する前にいて任意継続被保険者の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八条の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき(いずれのときにおいても、任意継続被保険者となつた日から起算して二年を経過していないときは、その二年を経過したときとする)。

三 六 (略)

第二節 標準報酬

(標準報酬)

第四十条 標準報酬は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によって定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
(略)	(略)	(略)

2 毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 (略)
(定時決定)

第四十一条 保険者は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第四十二条 保険者は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一(四) (略)

2 前項の規定によつて決定された標準報酬額は、被保険者の資格を

2 毎年三月三十一日における標準報酬等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の十月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 (略)
(定時決定)

第四十一条 保険者は、被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬額は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第四十二条 保険者は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一(四) (略)

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得

取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

（改定）

第四十三条 保険者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

（報酬月額の算定の特例）

第四十四条（略）

2（略）

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

（標準賞与額の決定）

第四十五条 保険者は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が二百万円（第四十条第二項の

した月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（改定）

第四十三条 保険者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

（報酬月額の算定の特例）

第四十四条（略）

2（略）

第四十五条 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項又は前条第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

規定による標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを二百万円とする。

2 第四十条第三項の規定は前項の政令又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

(現物給与の価額)

第四十六条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

2 (略)

(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年(一月から三月までの標準報酬月額については、前々年)の九月三十日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定められた額があるときは、当該規約で定められた額)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

(届出)

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者に届け出なければならない。

(現物給与の価額)

第四十六条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

2 (略)

(任意継続被保険者の標準報酬)

第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬については、第四十一条から第四十五条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬とする。

一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬

二 前年(一月から三月までの標準報酬については、前々年)の十月三十一日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定められた額があるときは、当該規約で定められた額)を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬

(届出)

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額に関する事項を保険者に届け出なければならない。

(通知)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三条第一項の規定による認可を行ったときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者は、第三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2(5) (略)

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第一百十条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第百条第二項(第百五条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 (略)

(不正利得の徴収等)

第五十八条 (略)

2 (略)

(通知)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三条第一項の規定による認可を行ったときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者は、第三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2(5) (略)

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第一百十条第十一項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第百条第二項(第百五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 (略)

(不正利得の徴収等)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項、第八十六条第三項、第八十八条第六項（第一百一十一条第三項）において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第六十五条（略）

2（略）

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一（略）

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十二項及び第十三項、第一百十条第七項並びに第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

三（略）

4（略）

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第七十条（略）

3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項、第八十六条第四項、第八十八条第六項（第一百一十一条第三項）において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第八項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第六十五条（略）

2（略）

3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

一（略）

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項及び第十四項、第一百十条第十一項並びに第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

三（略）

4（略）

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第七十条（略）

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項、第一百条第七項及び第四百九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。
（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに老人保健法による医療、入院時食事療養費に係る療養及び特定療養費に係る療養を担当するものとする。

（保険医又は保険薬剤師の責務）

第七十二条（略）

2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項、第一百条第七項及び第四百九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に当たるものとする。

（一部負担金）

第七十四条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の三十
- 二・三（略）

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第一百条第十一項及び第四百九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。
（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに老人保健法による医療、入院時食事療養費に係る療養及び特定療養費に係る療養を担当するものとする。

（保険医又は保険薬剤師の責務）

第七十二条（略）

2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項（第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第一百条第十一項及び第四百九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に当たるものとする。

（一部負担金）

第七十四条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の二十
- 二・三（略）

2 | 前項の給付を受ける者（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、同項の一部負担金のほか、当該支給を受ける薬剤につき次の各号に掲げる薬剤の区分に応じ当該各号に定める額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる薬剤以外の薬剤 支給を受ける薬剤の一日分につき次のイから八までに掲げる当該一日分の薬剤の種類数の区分に応じ当該イから八までに定める額

イ 二種類又は三種類 三十円

ロ 四種類又は五種類 六十円

ハ 六種類以上 百円

二 頓服薬 一種類の薬剤につき十円

三 外用薬 次のイから八までに掲げる薬剤の種類数の区分に応じ当該イから八までに定める額

イ 一種類 五十円

ロ 二種類 百円

ハ 三種類以上 百五十円

3 | 次に掲げる薬剤の支給は、前項の薬剤の支給に含まれないものとする。

一 第六十三条第一項第三号に掲げる療養その他の厚生労働大臣が定める療養の給付に伴う薬剤の支給

二 第六十三条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

三 第七十六条第二項の規定による費用の額の算定において、薬剤の支給の有無にかかわらず、一定の額が算定される療養その他の厚生

労働大臣が定める療養の給付に含まれる薬剤の支給

4 第七十六条第二項又は第三項の規定により算定した一剤の薬剤の一日分（頓服薬及び外用薬については、一剤の薬剤の一調剤分）の支給に要する費用の額が、厚生労働大臣が定める額を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定においては、当該一剤の薬剤を一種類の薬剤とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第二項の一部負担金の額の算定方法に関して必要な事項は、政令で定める。

6 保険医療機関又は保険薬局は、第一項及び第二項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第七十五条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額（同項及び同条第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同条第一項の一部負担金の額と同条第二項の一部負担金の額との合算額）に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局におい

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第七十五条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し）

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局におい

て調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項、第一百十条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項、第一百十条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項、第八十六条第三項若しくは第一百十条第四項（これらの規定を第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項、第一百十条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五・六（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項及び第十三項、第一百十条第七項並びに第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項

て調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第一百十条第十一項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第一百十条第十一項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項、第八十六条第四項若しくは第一百十条第八項（これらの規定を第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第一百十条第十一項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五・六（略）

（保険医又は保険薬剤師の登録の取消し）

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十六条第十三項及び第十四項、第一百十条第十一項並びに第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項

、第八十六条第十二項及び第十三項、第一百十条第七項並びに第四百十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (略)

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項(これらの規定を第八十五条第九項、第八十六条第十二項及び第十三項、第一百十条第七項並びに第四百十九条において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項若しくは第七十六条第二項(第四百十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 (略)

(特定療養費)

第八十六条 (略)

2 (略)

、第八十六条第十三項及び第十四項、第一百十条第十一項並びに第四百十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (略)

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項(これらの規定を第八十五条第九項、第八十六条第十三項及び第十四項、第一百十条第十一項並びに第四百十九条において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項若しくは第七十六条第二項(第四百十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 (略)

(特定療養費)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の療養(第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。)に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額とする。

一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

3 | 13 | (略)

14 | 第七十五条の規定は、第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第八十七条 (略)

2 療養費の額は、当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 | 14 | (略)

二 第六十三条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給
三 前項第一号の規定による費用の額の算定において、薬剤の支給の有無にかかわらず、一定の額が算定される療養その他の厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

15 | 第七十五条の規定は、第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第八十七条 (略)

2 療養費の額は、当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額(次項において「定率支給標準額」という。)及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

3 | 第一項の療養費に係る療養(第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。)に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、保険者が定める。

一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

3| 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合において第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第四款 補則

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第九十八条 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第七条第五項に規定する居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十五条第一項において同じ。)(若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)(若しくは特例施設介護サー

二| 第六十三条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三| 第七十四条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養又は前条第三

三項第三号の厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

4| 第二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

第四款 資格喪失後の継続給付

第九十八条 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第四百四条及び第百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。)(が、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、医療費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第二百五十五条第二項において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第七条第五項に規定する居宅サービスをいう。以下この項、第百五条第二項及び第三百三十五条第一項において同じ。)(若しくはこれ

ビス費に係る施設サービス（同法第七条第二十項に規定する施設サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号及び第二百五条第一項において同じ。）のうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

2 前項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷について、次章の規定により療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき、又は老人保健法の規定により医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（次項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至ったとき。

二 その者が、被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこれら

に相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。第二百五条第二項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第七条第二十項に規定する施設サービスをいう。以下この項、第二百五条第二項及び第三百三十五条第一項において同じ。）のうち、療養に相当するものを受けている場合には、当該疾病（その原因となった疾病又は負傷を含む。）又は負傷について、その療養又はその居宅サービス若しくはこれに相当するサービス若しくは施設サービスの開始後五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。ただし、老人保健法の規定による医療を受けることができる間は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者であった者が船員保険の被保険者となつたときは、保険給付は、行わない。

の者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者となったとき。

三 被保険者の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

3 第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費（第四百四十五条第七項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、第四百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該疾病又は負傷について、同法の規定により医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

4 第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給は、当該疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（傷病手当金又は出産手当金の継続給付）

第四百四条 被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共济組合の組合員である被保険者を除く。）であつた者（第六六条において「一年以上被保険者であつた者」という。）であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

（資格喪失後の死亡に関する給付）

（傷病手当金又は出産手当金の継続給付）

第四百四条 一年以上被保険者であつた者であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている者は、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

（資格喪失後の死亡に関する給付）

第二百五条 前条の規定により保険給付を受ける者が死亡したとき、同条の規定により保険給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日
後三月以内に死亡したとき、又はその他の被保険者であつた者が被保
険者の資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、被保険者であ
つた者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものは、そ
の被保険者の最後の保険者から埋葬料の支給を受けることができる。

第二百五条 第九十八条又は前条の規定により保険給付を受ける者が死亡
したとき、これらの規定により保険給付を受けていた者がその給付を
受けなくなった日後三月以内に死亡したとき、又はその他の被保険者
であつた者が被保険者の資格を喪失した日後三月以内に死亡したとき
は、被保険者であつた者により生計を維持していた者であつて、埋葬
を行うものは、その被保険者の最後の保険者から埋葬料の支給を受け
ることができる。

2 第五十五条第二項の規定の適用を受ける被保険者であつた者又は第
九十八条第一項ただし書の規定の適用を受ける被保険者であつた者に
ついては、当該介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは
居宅支援サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する指定
居宅サービスに係るものに限る。第二百二十九条第二項第二号、第三百
十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）、特例居宅介
護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給（これらの支給
のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係
るものに限る。第二百二十九条第二項第二号、第三百三十五条第四項及び
第四百四十五条第一項において同じ。）、施設介護サービス費の支給（
その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る
。第二百二十九条第二項第二号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五
条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費の支給（そ
の支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。第二百
十九条第二項第二号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項に
おいて同じ。）又は当該老人保健法の規定により行われる医療若しく
は入院時食事療養費、特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養
費の支給を第九十八条第一項の規定による療養の給付又は入院時食事
療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給とみなし

2| 第百条の規定は、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が
ない場合及び同項の埋葬料の金額について準用する。

(船員保険の被保険者となった場合)

第百七条 前三条の規定にかかわらず、被保険者であつた者が船員保
険の被保険者となつたときは、保険給付は、行わない。

(家族療養費)

第百十条 (略)

2| 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含ま
れるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額(その額
が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に
要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、
当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

口 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の

八十

ハ 被扶養者(ニに規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する

日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

二 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その
他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する
月の翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療
養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費
用の額)から標準負担額を控除した額

て、前項の規定を適用する。

3| 第百条の規定は、前二項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者
がない場合及び第一項の埋葬料の金額について準用する。

(船員保険の被保険者となった場合)

第百七条 第九十八条第二項の規定は、前三条の規定による保険給付に
ついて準用する。

(家族療養費)

第百十条 (略)

2| 家族療養費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号
に定める額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる場合にお
いては現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十(第二号、
第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する
額を、第七号に掲げる場合においては第二号、第四号又は第六号に規
定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の八十に相当
する額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要し
た費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等から第六十三条第一項第一号から第四号までに掲
げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うもの及び選定療養を除く
。)を受ける場合 その療養について算定した費用の額の百分の七
十に相当する額

二 保険医療機関等から第六十三条第一項第五号に掲げる療養(食事
療養及び選定療養を除く。)を受ける場合 その療養及びその療養
に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費
用の額の百分の八十に相当する額

三 特定承認保険医療機関から第六十三条第一項第一号から第四号ま
でに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)を

受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）を受けるとき、その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する額

四 特定承認保険医療機関から第六十三条第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）を受けるとき又は保険医療機関等から同項第五号に掲げる療養であつて選定療養に該当するものを受けるとき、その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する額

五 保険医療機関等から第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うもの及び選定療養を除く。）及び同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）を受けるとき、第一号及び第三号に規定する額の合算額

六 保険医療機関等から第六十三条第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び選定療養を除く。）及び同号に掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受けるとき、第二号及び第四号に規定する額の合算額

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合において併せて食事療養を受けるとき、第二号、第四号又は前号に規定する額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額の合算額

三 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

四 被扶養者（次項に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日

の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 第二項第一号、第三号又は第五号の療養（六歳未満の被扶養者又は前二項に規定する場合に該当する被扶養者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、家族療養費の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する額（その額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該百分の七十に相当する額）から、当該薬剤の支給について第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額とする。

- 一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給
- 二 第七十四条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養又は第八十六条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

7 第二項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第七十六条第二項の費用の額の算定、第二項第三号及び第四号に規定するものにあつては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、第二項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては、第

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第七十六条第二項の費用の額の算定、特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合にあつては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養につい

ての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定の例による。

4| 6| (略)

7| 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項、第八十五条第八項、第八十六条第六項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

8| 第七十五条の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(家族訪問看護療養費)

第百十一条 (略)

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき第八十八条第四項の厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額に前条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た額とする。

八十五条第二項の費用の額の算定の例による。

8| 10| (略)

11| 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項、第八十五条第八項、第八十六条第七項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第八十七条第三項中「第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者」とあるのは、「六歳未満の被扶養者又は第百十条第四項若しくは第五項に規定する場合に該当する被扶養者」と読み替えるものとする。

12| 第七十五条の規定は、第八項の場合において療養につき第七項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(家族訪問看護療養費)

第百十一条 (略)

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき第八十八条第四項の厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十
- 二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十
- 三 被扶養者（次号に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する

日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

四 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他
政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の
翌月以後である場合 百分の八十

3 (略)

(標準賃金日額)

第二百二十四条 (略)

2 一の年度における標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金
日額に係る保険料の延べ納付日数の当該年度における日雇特別被保険
者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が百分の三を超える
場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の十
月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金
日額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、当該一の年度に
おいて、改定後の標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日
額に係る保険料の延べ納付日数の日雇特別被保険者に関する保険料の
総延べ納付日数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 (略)

(他の医療保険による給付等との調整)

第二百二十八条 (略)

2・3 (略)

4 特別療養費(第四百十五条第八項において準用する第三百三十二条の
規定により支給される療養費を含む。)の支給は、同一の疾病又は負
傷について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法の規定若しく
は第五十五条第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によ
りこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費
、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費

3 (略)

(標準賃金日額)

第二百二十四条 (略)

2 一の年度における標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金
日額に係る保険料の延べ納付日数の当該年度における日雇特別被保険
者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が百分の三を超える
場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の九
月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金
日額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、当該一の年度に
おいて、改定後の標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日
額に係る保険料の延べ納付日数の日雇特別被保険者に関する保険料の
総延べ納付日数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 (略)

(他の医療保険による給付等との調整)

第二百二十八条 (略)

2・3 (略)

4 特別療養費(第四百十五条第七項において準用する第三百三十二条の
規定により支給される療養費を含む。)の支給は、同一の疾病又は負
傷について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法の規定若しく
は第五十五条第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によ
りこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費
、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費

の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 (略)

(療養の給付)

第二百二十九条 (略)

2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日において次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第二号に該当する場合においては、第一号に該当したことにより療養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は負傷については、療養の給付を行わない。

一 (略)

二 前号に該当することにより当該疾病(その原因となつた疾病又は負傷を含む。以下この項において同じ。)又は負傷につき受けた療養の給付の開始の日(その開始の前日に当該疾病又は負傷につき特別療養費(第四百四十五条第七項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。))の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。))、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。))、施設介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十

の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 (略)

(療養の給付)

第二百二十九条 (略)

2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日において次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第二号又は第三号に該当する場合においては、第一号に該当したことにより療養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は負傷については、療養の給付を行わない。

一 (略)

二 前号に該当することにより当該疾病(その原因となつた疾病又は負傷を含む。以下この項において同じ。)又は負傷につき受けた療養の給付の開始の日(その開始の前日に当該疾病又は負傷につき特別療養費(第四百四十五条第八項において準用する第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。))の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給が行われたときは、特別療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始の日。次号において「療養の給付等開始

五条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。）が行われたときは、特別療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始の日）から一年（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、五年）を経過していないこと（前号に該当する場合を除く。）。

3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項第一号に該当することを、日雇特例被保険者手帳によつて証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならない。

4 7 （略）
（家族療養費）
第四百四十条 （略）

2 （略）
3 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する第三百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定に

日」という。）から一年（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、五年）を経過していないこと（前号に該当する場合を除く。）。

三 健康保険印紙をはり付けるべき余白のある日雇特例被保険者手帳を継続して一年以上（月の初日に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者にあつては、一年を超えて）所持しており、かつ、療養の給付等開始日から五年を経過していないこと（前二号に該当する場合を除く。）。

3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項第一号又は第三号に該当することを、日雇特例被保険者手帳によつて証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者票にこれを確認したことを表示しなければならない。

4 7 （略）
（家族療養費）
第四百四十条 （略）

2 （略）
3 第八十七条第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第三百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算

ついて準用する。

(特別療養費)

第百四十五条 (略)

2~5 (略)

定について準用する。この場合において、第八十七条第三項中「第七

十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者」とあるのは、「六歳未満の被扶養者又は第百四十九条において準用する第百十条第四項若しくは第五項に規定する場合に該当する被扶養者」と読み替えるものとする。

(特別療養費)

第百四十五条 (略)

2~5 (略)

6 第一項の療養（六歳未満の被扶養者又は前二項に規定する場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特別療養費の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から、当該薬剤の支給につき第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額とする。

一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 第六十三条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 第七十四条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養又は第八十六条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

7・8 (略)

8 第八十七条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する第百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

9 第八十七条第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第百三十二条第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。この場合において、第八十七条第三項中「第百四十九条において準用する第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者」とあるのは、「六歳未満の被扶養者又は第百四

<p>第百十條第三項から第五項まで及び第八項</p>	<p>家族療養費及び特別療養費の支給</p>
----------------------------	------------------------

(被保険者の保険料額)

第百五十六條 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第一号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 (略)

2・3 (略)

(保険料率)

第百六十條 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十二とする。

2 10 (略)

11 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）の額（政府が管掌する健康保険においては、その額から第百五十三條第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険

<p>第百十條第七項から第九項まで及び第十二項</p>	<p>家族療養費及び特別療養費の支給</p>
-----------------------------	------------------------

(被保険者の保険料額)

第百五十六條 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第一号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額に介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 (略)

2・3 (略)

(保険料率)

第百六十條 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十五とする。

2 10 (略)

11 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）の額（政府が管掌する健康保険においては、その額から第百五十三條第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険

第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

(組合員である被保険者の負担する一般保険料額の限度)

第六十三条 健康保険組合の組合員である被保険者の負担すべき一般保険料額が一月につき標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ千分の四十五を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分は、事業主の負担とする。

(保険料の源泉控除)

第六十七条 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

3 事業主は、前二項の規定によって保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならぬ。

(日雇特例被保険者の保険料額)

第六十八条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、次に掲げる額の合算額とする。

一 その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額

イ 標準賃金日額に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険

第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

(組合員である被保険者の負担する一般保険料額の限度)

第六十三条 健康保険組合の組合員である被保険者の負担すべき一般保険料額が一月につき標準報酬月額に千分の四十五を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分は、事業主の負担とする。

(保険料の源泉控除)

第六十七条 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月分の保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月の保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によって保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならぬ。

(日雇特例被保険者の保険料額)

第六十八条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。

一 標準賃金日額に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料

料率（第六十条第七項の規定によりその一般保険料率に変更された場合においては、その変更後の一般保険料率。以下この項において同じ。）と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、一般保険料率）を乗じて得た額

ロ イに掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

二 賞与額（その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が四十万円（第二百二十四条第二項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ。）を超える場合には、四十万円とする。）に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、一般保険料率）を乗じて得た額

2 第四十条第三項の規定は前項第二号の政令の制定又は改正について、第四十八条の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第二百二十五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

（日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務）

第六十九条 日雇特例被保険者は前条第一項第一号イの額の二分の一に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額、同項第一号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担する。

2 事業主（日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用さ

率（第六十条第七項の規定によりその一般保険料率に変更された場合においては、その変更後の一般保険料率。以下この号において同じ。）と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、一般保険料率）を乗じて得た額

二 前号に掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

（日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務）
第六十九条 日雇特例被保険者は前条第一号の額の二分の一に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額及び同条第二号の額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額を負担する。

2 事業主（日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用さ

れる場合においては、初めにその者を使用する事業主。第四項から第六項まで、次条第一項及び第二項並びに第七十一条において同じ。
()は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。

3～6 (略)

7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

8 第六十四条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

第七十条 (略)

2～4 (略)

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2～6 (略)

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条(第六十八条第二項)において準用する場合を含む。

()の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (略)

れる場合においては、初めにその者を使用する事業主。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第七十一条において同じ。()は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべき保険料を納付する義務を負う。

3～6 (略)

(日雇特例被保険者の保険料額の告知等)

第七十条 (略)

2～4 (略)

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条(附則第六条)において準用する場合を含む。()の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2～6 (略)

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条(附則第六条)において準用する場合を含む。()の規定

に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (略)

三 第六十一条第二項又は第六十九條第七項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四・五 (略)

附則

三 第六十一条第二項(附則第六條において準用する場合を含む。)

()の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四・五 (略)

附則

(検討)

第二條 この法律による健康保険制度については、その全般に関する速やかな検討により、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第八十六号)の施行後三年を目途として必要な措置が講ぜられるものとする。

(特別保険料)

第三條 政府は、前條の措置が講ぜられるまでの間、その管掌する健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、第五十五條の規定により徴収する保険料のほか、この條、次條及び附則第六條の規定により、保険料(以下「特別保険料」という。)を徴収する。

2 特別保険料の額は、被保険者(任意継続被保険者並びに第五十八條及び第五十九條の規定によりその月に係る保険料を徴収されない被保険者を除く。)(が賞与等(賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受け取るすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。以下同じ。)(を受けた月につき、その額)その額に百円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)に千分の十を乗じて得た額とする。

3 第四十六條第一項の規定は、賞与等の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

- 4 第六十一条第一項本文の規定は、特別保険料について準用する。ただし、被保険者が負担すべき特別保険料の額については、当分の間、その額の五分の二を免除する。
- 5 国庫は、前項ただし書の規定により免除された特別保険料の額に相当する額を補助する。
- 6 特別保険料は、第七十三条第一項、第七十五条及び第七十六条の規定の適用については、第五十五条の規定により徴収する保険料とみなす。
- 7 第六十六条の規定は、第一項の規定による特別保険料について準用する。
- 第四条 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与等を支払う場合においては、被保険者の負担すべき特別保険料を賞与等から控除することができる。
- 2 第六十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 第五条 健康保険組合は、附則第二条の措置が講ぜられるまでの間、第一百五十五条の規定により徴収する保険料のほか、規約で定めるところにより、附則第三条第一項及び第二項並びに前条の規定の例により、健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、特別保険料を徴収することができる。
- 2 前項の場合において、同項の規定によりその例によることとされる附則第三条第二項中「千分の十」とあるのは、「千分の十の範囲内において規約で定める率」とする。
- 3 第一項の場合において、第四十六条の規定は、賞与等の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

(健康保険組合の財政調整)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ調整保険料率を乗じて得た額とする。

5 調整保険料率は、交付金の交付に要する費用並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬額を基礎として、政令で定める。

6 第二十九条及び第八十五条第三項の規定は、第一項の事業について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「事業若しくは財産」とあるのは「事業」と、同条第四項中「とき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは「とき」と、第八十五条第三項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第二条第一項の事業を推進するため」と読み替えるものとする。

7～9 (略)

(特定健康保険組合)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第六十一条第一項本文及び第六十二条の規定は、第一項の規定による特別保険料について準用する。

第六条 第四十八条の規定は賞与等の額に関する事項について、第六十一条第二項及び第四項、第六十四条(第一項ただし書を除く。)並びに第七十二条の規定は附則第三条第一項又は前条第一項の規定による特別保険料について準用する。

(健康保険組合の財政調整)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額に調整保険料率を乗じて得た額とする。

5 調整保険料率は、交付金の交付に要する費用並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬額を基礎として、政令で定める。

6 第二十九条及び第八十五条第三項の規定は、第一項の事業について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「事業若しくは財産」とあるのは「事業」と、同条第四項中「とき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは「とき」と、第八十五条第三項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第七条第一項の事業を推進するため」と読み替えるものとする。

7～9 (略)

(特定健康保険組合)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 特例退職被保険者の標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条までの規定にかかわらず、当該特定健康保険組合が管掌する前年（一月から三月までの標準報酬月額については、前々年。以下この項において同じ。）の九月三十日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の十二分の一に相当する額との合算額の二分の一に相当する額の範囲内において規約で定めた額とする。

5 (略)

6 特例退職被保険者は、この法律の規定（第三十八条第二号から第五号までを除く。）の適用については、任意継続被保険者とみなす。この場合において、同条第一号中「任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき」とあるのは、「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至ったとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったとき」とする。

7 (略)

(政府管掌健康保険の被保険者に係る給付の事業)

第四条 被保険者を使用する事業主（健康保険組合が組織されている事業所の事業主を除く。）及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるものであつて、政令で定める要件に該当するものとして社会保険庁長官の承認を受けたもの（以下この条において「承認法人等」という。）は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、第七十四条第一項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができる。

2・3 (略)

4 特例退職被保険者の標準報酬については、第四十一条から第四十五条までの規定にかかわらず、当該特定健康保険組合が管掌する前年（一月から三月までの標準報酬については、前々年）の十月三十一日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の二分の一に相当する額の範囲内において規約で定めた額とする。

5 (略)

6 特例退職被保険者は、この法律の規定（第三十八条第二号から第六号までを除く。）の適用については、任意継続被保険者とみなす。この場合において、同条第一号中「任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき（次号に規定する者を除く。）」とあるのは、「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至ったとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったとき」とする。

7 (略)

(政府管掌健康保険の被保険者に係る給付の事業)

第九条 被保険者を使用する事業主（健康保険組合が組織されている事業所の事業主を除く。）及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるものであつて、政令で定める要件に該当するものとして社会保険庁長官の承認を受けたもの（以下この条において「承認法人等」という。）は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、第七十四条第一項及び第二項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができる。

2・3 (略)

(国庫補助の経過措置)

第五条 (略)

(日本私立学校振興・共済事業団等の適用)

第六条 (略)

(特定被保険者)

第七条 (略)

2 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者に対する第百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第七条第一項及び第三項」とする。

3・4 (略)

(承認健康保険組合)

第八条 (略)

2、4 (略)

(国庫補助の経過措置)

第十条 (略)

(日本私立学校振興・共済事業団等の適用)

第十一条 (略)

(特定被保険者)

第十二条 (略)

2 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者に対する第百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第十二条第一項及び第三項」とする。

3・4 (略)

(承認健康保険組合)

第十三条 (略)

2、4 (略)